生活交通の維持・確保に関する方策について

千葉県バス対策地域協議会長生分科会

乗合バス事業については、平成 14 年 2 月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が 緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来たすことが危惧されています。

このため千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」を設け、さらに各地域に「分科会」を設けて地域のニーズに応じた具体的な生活 交通確保のための方策を協議することとしています。

このたび長生分科会では、乗合バスを運行するバス事業者から協議の申出のあった路線について協議を行いましたのでお知らせします。 なお、本件協議による「地域間幹線系統確保維持計画」の変更はありません。

令和6年8月30日

千葉県バス対策地域協議会長生分科会

(事務局:千葉県長生地域振興事務所企画課内)

電話 0475 (22) 1610

千葉県バス対策地域協議会長生分科会協議路線の軽微な変更について

令和6年8月30日

次の協議路線については、千葉県バス対策地域協議会運営要領11(1)に該当するため、事業者の協議申出を了承しましたのでお知らせいたします。

事業者名	路線名	a議路線起点・終点(経由地)	協議申出内容 (実施年月日)	財 係市町村	変 更 の 概 要 (運行形態・運行ルート・運行回数・運行主体・実施時期等)	備	考
小湊鉄道 株式会社	茂原ロン グウッド	茂原駅南口・ ロングウッドステ ーション (群界橋)	運行回数の変更 (令和6年3月18日)	茂原市 長柄町	乗務員の確保が困難であるため、令和6年3月18日より運行回数を変更した。 変更前(上り) 11回 ⇒ 変更後(上り) 10回 変更前(下り) 12回 ⇒ 変更後(下り) 11回 ※変更前の計画における時刻表との比較	令 和 (10月 改正回 行 す予 る。	1日 て運 を戻